

でんさいをご利用される皆さまへ



使えるからこそ、知っておきたい

取適法における でんさいの留意点

- 2026年1月1日施行の「中小受託取引適正化法」（通称 取適法（旧 下請法））の適用対象となる取引においても、代金の支払手段としてでんさいは利用可能です。
- ただし、でんさいを利用する場合には以下の点にご留意ください。

取適法対象取引における 3つの留意点

留意点① **満期日（受取側への入金日）の制限**

留意点② **支払側が入金手数料を負担**

留意点③ **支払側が発生記録手数料を負担**

留意点などの詳細は裏面をご覧ください ▶▶▶

取適法の適用対象ではない取引におけるでんさいの利用は
上記の留意点の対象とはならず、従来どおり利用可能です



取適法の対象取引 = 取引の内容と資本金・従業員数

(2026年1月1日施行)

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

※取適法の詳細な内容は公正取引委員会のウェブサイト(右上二次元コード)をご参照ください



- 物品の製造委託・修理委託・特定運送委託
- 情報成果物作成委託・役務提供委託(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管および情報処理に限る)

(委託事業者) (支払側)	資本金 3 億円超	▶▶▶ のいずれかに該当	中小受託事業者 (受取側)	資本金 3 億円以下 (個人含む)
	資本金 1 千万円超 3 億円以下			資本金 1 千万円以下 (個人含む)
	従業員300人超			従業員300人以下 (個人含む)

- 情報成果物作成委託・役務提供委託(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管および情報処理を除く)

(委託事業者) (支払側)	資本金 5 千万円超	▶▶▶ のいずれかに該当	中小受託事業者 (受取側)	資本金 5 千万円以下 (個人含む)
	資本金 1 千万円超 5 千万円以下			資本金 1 千万円以下 (個人含む)
	従業員100人超			従業員100人以下 (個人含む)

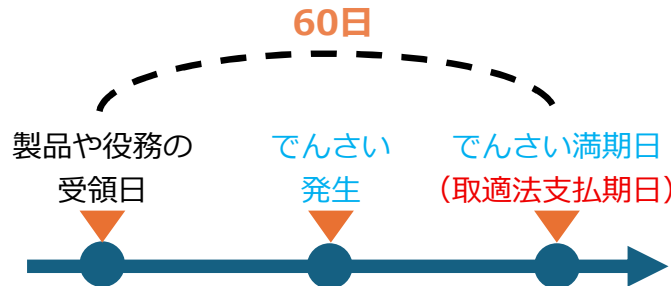
上の取引内容で資本金・従業員数のいずれかの基準に該当する場合

でんさい利用における3つの留意点

1 満期日(受取側への入金日)の制限

取適法では、**受取側が取適法の支払期日**(製品や役務の受領日(納品日)から起算して60日以内に設定) **までに、代金を金銭で受け取れるようにする必要がある**。

でんさいの満期日(受取側の入金日)も、原則として、この**支払期日内で設定**してください※。



※ 満期日が取適法の支払期日より後に設定されたでんさいについては、支払側が割引料等を負担する場合であっても、受取側が自ら割引を受ける等の行為が必要になる場合には、使用が認められません

2 支払側が入金手数料を負担

でんさいの決済で**受取側の口座に入金される際に手数料**(入金手数料や受取手数料などといいます)※がかかる場合、**支払側が負担**する必要があります。

※ 金融機関毎に手数料有無や名称・設定額は異なります。

支払側は、**受取側に手数料額を確認し**、代金に**入金手数料相当額を加えた金額**を(または入金手数料相当額を別途)支払期日までに**お支払い**ください。

3 支払側が発生記録手数料を負担

でんさいを発生させる際の手数料(発生記録手数料)は**支払側が負担**する必要があり、この手数料を代金から差し引いて支払うことは認められません。

なお、債権者請求方式で債権者(受取側)に発生する発生記録手数料も支払側が負担する必要があります。

注) でんさいのシステム上、当社や金融機関は、利用者間のでんさいによる取引が取適法に該当する取引か否かを判別することはできません